

## 議案第89号

### 新座市部設置条例の一部を改正する条例

新座市部設置条例（平成29年新座市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総合政策部 総務部 財政部 市民生活部 総合福祉部 こども未来部 いきいき健康部 <u>まちづくり未来部</u> <u>インフラ整備部</u></p> <p>2 前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、危機管理室を設けるものとする。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総合政策部 総務部 財政部 市民生活部 総合福祉部 こども未来部 いきいき健康部 <u>都市整備部</u> <u>上下水道部</u></p>
<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 前条第1項に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 (1)～(6) [略] <u>(7) 公共施設マネジメントに関すること。</u></p> <p>総務部 (1)～(6) [略]</p> <p>財政部 (1)～(4) [略] <u>(5) [略]</u></p> <p>市民生活部</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 前条第1項に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 (1)～(6) [略]</p> <p>総務部 (1)～(6) [略] <u>(7) 危機管理に関すること。</u></p> <p>財政部 (1)～(4) [略] <u>(5) 市有建築物の營繕に関すること。</u> <u>(6) [略]</u></p> <p>市民生活部</p>

<p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p>総合福祉部 [略]</p> <p>こども未来部 [略]</p> <p>いきいき健康部 [略]</p> <p><u>まちづくり未来部</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>交通政策</u>に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p><u>インフラ整備部</u></p> <p>(1) <u>道路、河川及び水路</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>下水道</u>に関すること。</p> <p><u>2 危機管理室の事務分掌は、危機管理にすることとする。</u></p>	<p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 交通安全及び防犯</u>に関すること。</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p>総合福祉部 [略]</p> <p>こども未来部 [略]</p> <p>いきいき健康部 [略]</p> <p><u>都市整備部</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>道路、河川及び水路</u>に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p><u>上下水道部</u></p> <p><u>下水道</u>に関すること。</p>
---	--

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(新座市防災会議条例の一部改正)

2 新座市防災会議条例（昭和39年新座市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（庶務）</p> <p>第5条 防災会議の庶務は、<u>危機管理室</u>において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第5条 防災会議の庶務は、<u>総務部</u>において処理する。</p>

(新座市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

3 新座市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年新座市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 法第14条の規定に基づき水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>インフラ整備部</u></p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 法第14条の規定に基づき水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>上下水道部</u>を置く。</p>

置く。

(新座市水道企業職員定数条例の一部改正)

- 4 新座市水道企業職員定数条例（昭和42年新座市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する企業職員で、 <u>新座市インフラ整備部</u> に常時勤務するもの（特別職及び臨時の職員を除く。）の定数について定める。	第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する企業職員で、 <u>新座市上下水道部</u> に常時勤務するもの（特別職及び臨時の職員を除く。）の定数について定める。

(新座市都市計画審議会条例の一部改正)

- 5 新座市都市計画審議会条例（昭和44年新座市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（庶務） 第8条 審議会の庶務は、 <u>まちづくり未来部</u> において処理する。	（庶務） 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市整備部</u> において処理する。

(新座市水道事業審議会条例の一部改正)

- 6 新座市水道事業審議会条例（昭和48年新座市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（庶務） 第6条 審議会の庶務は、 <u>インフラ整備部</u> において処理する。	（庶務） 第6条 審議会の庶務は、 <u>上下水道部</u> において処理する。

(新座市ラブホテルの建築規制に関する条例の一部改正)

7 新座市ラブホテルの建築規制に関する条例（昭和61年新座市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改	正	後	改	正	前
(庶務) 第13条 審査会の庶務は、 <u>まちづくり未来部</u> において処理する。			(庶務) 第13条 審査会の庶務は、 <u>都市整備部</u> において処理する。		

（新座市みどりのまちづくり条例の一部改正）

8 新座市みどりのまちづくり条例（平成3年新座市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改	正	後	改	正	前
(庶務) 第20条 協議会の庶務は、 <u>まちづくり未来部</u> において処理する。			(庶務) 第20条 協議会の庶務は、 <u>都市整備部</u> において処理する。		

（新座市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部改正）

9 新座市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成5年新座市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改	正	後	改	正	前
(庶務) 第20条 委員会の庶務は、 <u>まちづくり未来部</u> において処理する。			(庶務) 第20条 委員会の庶務は、 <u>市民生活部</u> において処理する。		

（新座市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例の一部改正）

10 新座市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例（平成14年新座市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改

正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改	正	後	改	正	前
(庶務) 第19条 委員会の庶務は、 <u>まちづくり未来部</u> において処理する。	(庶務) 第19条 委員会の庶務は、 <u>都市整備部</u> において処理する。				

(新座市建築審査会条例の一部改正)

1 1 新座市建築審査会条例（平成15年新座市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改	正	後	改	正	前
(庶務) 第8条 審査会の庶務は、 <u>まちづくり未来部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審査会の庶務は、 <u>都市整備部</u> において処理する。				

(新座市国民保護協議会条例の一部改正)

1 2 新座市国民保護協議会条例（平成18年新座市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改	正	後	改	正	前
(庶務) 第5条 協議会の庶務は、 <u>危機管理室</u> において処理する。	(庶務) 第5条 協議会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。				

(新座市景観条例の一部改正)

1 3 新座市景観条例（平成22年新座市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改	正	後	改	正	前
(庶務) 第20条 審議会の庶務は、 <u>まちづくり未来部</u> において処理する。	(庶務) 第20条 審議会の庶務は、 <u>都市整備部</u> において処理する。				

(新座市地域公共交通会議条例の一部改正)

1 4 新座市地域公共交通会議条例（平成26年新座市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改	正	後	改	正	前
(庶務) 第8条 交通会議の庶務は、 <u>まちづくり未来部</u> において処理する。			(庶務) 第8条 交通会議の庶務は、 <u>市民生活部</u> において処理する。		

(新座市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正)

1 5 新座市空家等の適切な管理に関する条例（平成26年新座市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改	正	後	改	正	前
(庶務) 第16条 対策協議会の庶務は、 <u>まちづくり未来部</u> において処理する。			(庶務) 第16条 対策協議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> において処理する。		

令和3年11月30日提出

新座市長 並木 傑

### 提 案 理 由

社会情勢の変化に対応するとともに、より効率的で分かりやすい組織とするため、組織機構の一部を改めたいので、地方自治法第158条第1項の規定により、この案を提出するものである。